



火災予防ニュース

第24号 令和3年10月6日 苫小牧市消防本部予防室発行

秋の火災予防運動が始まります！

今月15日（金）から31日（日）までの17日間、秋の火災予防運動を実施します。朝晩の気温も下がり暖房機器を使用する機会も増え、火災が発生しやすい時季を迎えることから、火災予防に対する意識を高めてもらうための啓発活動を実施し、火災のない安全安心な苫小牧を目指すことが目的です。この機会に、防火防災に関する意識を高めましょう！

※詳細は、火災予防運動実施要領を添付していますので御確認ください。



住宅用火災警報器、耐用年数は10年！

義務化からも10年！



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命などで、火災を感知しなくなってしまうことがあるため、**10年**を目安に交換することが推奨されています。苫小牧市では、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられてから、今年で**10年**が経ちます。そろそろ交換の目安の時期が近づいていると考えられますが、皆様のお宅の住宅用火災警報器は交換しましたか？また、既に交換している方、設置から**10年**未満の方も、まずは、作動確認をして音を聞いてみましょう。住宅用火災警報器のボタンを押す、またはひもを引くと、正常な場合は、正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。音が鳴らない場合は、電池切れや故障の可能性があります。いざというときに、確実に作動するよう適正な維持管理をしましょう！

二酸化炭素消火設備の誤放出に御注意！

令和2年には名古屋市、令和3年には1月と4月に東京都で、不活性ガス消火設備の消火剤(二酸化炭素)が放出されたことにより、人命が失われる事故が発生しました。二酸化炭素消火設備は、消火のために高濃度の二酸化炭素を放出するものですが、誤放出等により、人が吸うとほとんど即時に意識喪失に至ってしまうという危険性のある設備です。二酸化炭素消火設備を設置する事業所や工事、メンテナンス等を行う事業所は、細心の注意を払いましょう。

～注意事項～

◎工事・メンテナンス時

二酸化炭素消火設備が設けられている付近で他の設備機器の設置工事、改修工事又はメンテナンスが行われる場合は、第3類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第1種の消防設備点検資格者が立ち合うこと。また、関係者以外の人が入り出できないように管理すること。


◎消火設備作動時の対応

直ちに消防機関への通報、設備の設置・保守点検等に係る専門業者等への連絡を行うとともに、二酸化炭素消火設備を設置する室及び隣接する部分への立入りを禁止すること。

旧消火器は交換が必要です！

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を設置できるのは今年の12月31日までです。来年の1月1日からは、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、製造年が2011年以前のものを設置している場合は、**適応火災マーク**を御確認ください。

旧消火器の見分け方






火災適応マーク

文字で表記されていたら
「旧規格」です。交換が必要です。

旧規格	普通 火災用	油 火災用	電気 火災用
-----	-----------	----------	-----------

絵で表記されていたら
「新規格」です。今後も設置可能です。

新規格			
-----	--	---	---